

まえがき

埼玉県衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的・技術的中核機関として、各種検査、調査研究、感染症などの疫学情報の収集・解析・提供、専門研修の企画・開催等を行っています。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に分類され、一つの節目を迎えました。埼玉県衛生研究所では、令和5年度も継続的に新型コロナウイルスのゲノム解析を実施し、変異株の状況把握に努めてまいりました。

このほか、インフルエンザや新型コロナウイルス以外の肺炎、呼吸器感染症の原因ウイルス等の発生動向を把握するため、国に先駆け令和5年5月8日から急性呼吸器感染症（病原体）サーベイランスを開始しました。その結果は、ホームページに公開し、週単位で更新しています。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた令和4年の地域保健法等の改正により、地方衛生研究所の業務が法定化され令和5年4月1日から施行されました。さらに令和5年6月には「国立健康危機管理研究機構法」及び「国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が制定され、地域保健法が一部改正されました。これにより地域における専門的な調査研究・試験検査等を行う機関が、「地方衛生研究所等」と明記されました。当所ではこうした国の動向を踏まえ、県の感染症予防計画と整合性を図りつつ、令和6年3月に埼玉県衛生研究所健康危機対処計画を策定しました。当該計画に基づき、新たな健康危機の発生に備え、時代の要請に的確に応えられるよう新たな検査機器の導入や設備の維持管理に努めるとともに、平時から調査研究及び試験検査等の体制を整備してまいります。

また、令和6年2月には未知の感染症が発生した想定で机上訓練を実施しました。今後も、高度化・多様化した検査技術に対応できるよう実践型訓練等を通じて人材を育成し、継続的に地方衛生研究所の強化に努めていきたいと考えております。

本号では、令和5年度における各担当の業務実績や調査研究の実施状況（研究事業報告3編、調査研究2編、資料11編）を収載しました。御活用いただければ幸いです。

令和6年12月

埼玉県衛生研究所

所 長 本多 麻夫